

令和 8 年 2 月 1 7 日 招 集

令 和 8 年 第 2 回 薩 摩 川 内 市 議 会 定 例 会

報 告

報告 番号	件 名	備 考
2	専決処分の承認を求めるについて (令和7年度薩摩川内市一般会計補正予算)	予算書は別冊
3	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	
4	専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解するについて)	

報告第 2 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記の事項について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 17 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

令和 7 年度薩摩川内市一般会計補正予算

参 照

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（専決処分）

第 179 条 ……略……普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき……略……は、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。……略……

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

参 考

専決第 3 号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資 料）

1 事故の概要

令和 7 年 1 1 月 4 日午前 8 時頃、下甌町手打地内の市道手打上之山線において、相手方車両が同市道と市道手打 1 号線との交差点方向へ走行中、同市道の側溝の蓋の上を通過した際、当該蓋が跳ね上がり、相手方車両に当たったものである。

この事故により、相手方車両はオイルパンを損傷したものである。

なお、人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

区 分	損害賠償基準額	過失割合	損害賠償額
車両修理代	52,745円	100パーセント	52,745円
本市は、52,745円を損害賠償金として相手方に支払う。			

3 その他

相手方への支払額 52,745円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により補填される予定である。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、下記の事項を専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 1 7 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

記

損害賠償の額を定め、和解するについて

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決第 4 号

損害賠償の額を定め、和解するについて

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 2 6 日

薩摩川内市長 田 中 良 二

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

1 和解の相手方 住 所
氏 名

2 損害賠償の額 1 9 6 , 2 2 9 円

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、相手方に対する損害賠償金

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は、相手方に対し196,229円を支払うものとし、相手方は、当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟等は一切行わない。

専 決 処 分 す る 理 由

市道の維持補修作業中において発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解するについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づく、専決処分事項の指定について（平成17年3月30日議決）の定めるところにより、専決処分する。

参 照

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 略

参 考

専決第 4 号 損害賠償の額を定め、和解するについて（資 料）

1 事故の概要

令和 7 年 1 2 月 3 日午後 2 時 2 5 分頃、宮内町地内の市道向田・高城線において起きた事故で、本市道路維持補修等業務専門員が、草刈機で除草作業を行っていたところ、同作業中に跳ねた小石が、走行中の相手方車両に当たったものである。

この事故により、相手方車両は運転席側窓ガラスを破損等したものである。
なお、人身に負傷はなかった。

2 和解の内容

区 分	損害賠償基準額	過失割合	損害賠償額
車両修理代	108,229円		
代車代	88,000円		
合 計	196,229円	100パーセント	196,229円
本市は、196,229円を損害賠償金として相手方に支払う。			

3 その他

相手方への支払額196,229円については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により補填される予定である。